

# 妊婦の初回産科受診（妊娠判定）料の費用助成について

石井町では、妊娠にかかる経済的負担を軽減し、妊婦さんが適切な時期に妊娠判定を受け、安心した妊娠期を支援するために、令和5年10月から初回産科受診(妊娠判定)料の一部を助成します。

※初回産科受診・・・今回の妊娠ではじめての医療機関等受診をいいます。

## ❖ 対象者:次の条件をすべて満たす方

- ① 令和5年10月1日以降の初回産科受診(妊娠判定)日に石井町に住民登録がある方
- ② 市販の妊娠検査薬で陽性を確認したあと、産科医療機関で妊娠判定のための診察や検査を受け、**妊娠の判定**を受けた方
- ③ 町が所得・課税状況を確認することに同意する方
- ④ 町と医療機関等の関係機関が必要に応じて、支援に必要な情報を共有することに同意する方

## ❖ 助成内容

令和5年10月1日以降に受診した初回産科受診(妊娠判定)料  
(妊娠判定に必要な問診、診察、尿検査、超音波検査等)

※投薬など治療に必要な受診項目は除きます。妊娠判定までに複数回受診した場合は、妊娠判定された日の1回のみ対象となります。

※同一年度内は、最大2回まで助成ができます。

## ❖ 助成金額

上記の対象となる受診項目の自己負担額(上限 10,000 円)

## ❖ 申請できる期間

妊娠判定を受けた日の属する年度末まで

※妊娠判定を受けたら、早めに申請をお願いします。年度末に診断を受けてすぐに申請が難しい場合、事前にご連絡ください。



## ❖ 申請方法(どちらか一方)

### A.保健センターに来所して申請

#### 【持参物】

- ① 受診時に発行された領収書・診療明細書
- ② 石井町妊婦に対する初回産科受診費用助成申請書兼請求書(窓口に置いてあります)
- ③ 振込口座の通帳の写し(申請者名義のもの)

### B.受診時に申請

#### (一部の医療機関のみ対応)

⇒町内の一部の医療機関では、初回産科受診(妊娠判定)時に医療機関に設置している「石井町妊婦に対する初回産科受診費用助成申請書兼委任状(指定医療機関用)」を提出していただくようになります。この場合、保健センターでの申請は不要です。

※ただし何らかの症状(出血、貧血等)があり、健康保険を使用した場合は、Aの方法となります。

お問い合わせ先:石井町健康増進課  
(保健センター)

TEL:088-674-0001